

高浜発電所の原子炉設置変更許可について
(1、2号機の常設直流電源設備の設置等)

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

関西電力株式会社は、新規制基準への対応等のため、平成30年2月5日、原子力規制委員会に対し、高浜発電所の原子炉設置変更許可申請^{※1}を行った。

その後、令和元年6月14日、当該申請書の補正を行い、1、2号機の常設直流電源設備の設置^{※2}、3、4号機の重大事故時の原子炉等への注水手段の一部変更（送水車の導入等）について、新たな原子炉設置変更許可申請として原子力規制委員会に申請書を提出した。

この申請に対し、本日、原子力規制委員会から原子炉設置変更許可を受けた。

※1 原子炉設置変更許可申請の内容

- ① 1、2号機の常設直流電源設備の設置
 - ② 3、4号機の重大事故時の原子炉等への注水手段の一部変更（送水車の導入等）
 - ③ 1、2号機の使用済燃料ピット保管時の燃料の管理方法の変更（未臨界性評価の変更）
 - ④ 1～4号機の地震時における燃料被覆管の閉じ込め機能の評価
- （令和元年6月14日、①～③を申請内容から削除し、同日、新たな申請として原子力規制委員会に提出）

※2 常設直流電源設備

新規制基準に基づき、重大事故等の対応に必要な設備に電気を供給するため、既設の蓄電池（1系統目）容量の増強や可搬式の直流電源設備（2系統目）の配備を行っている。これらに加え、特に高い信頼性を有する常設直流電源設備（3系統目）の設置が求められており、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成28年1月12日改正）に基づき、本体施設の工事計画認可後5年という経過措置期間（法定猶予期間）内に設置が求められている。

問い合わせ先（担当：有房）
内線 2352・直通 0776(20)0314

(参考)

原子炉設置変更許可申請等に係る経緯

○1、2号機の常設直流電源設備の設置等

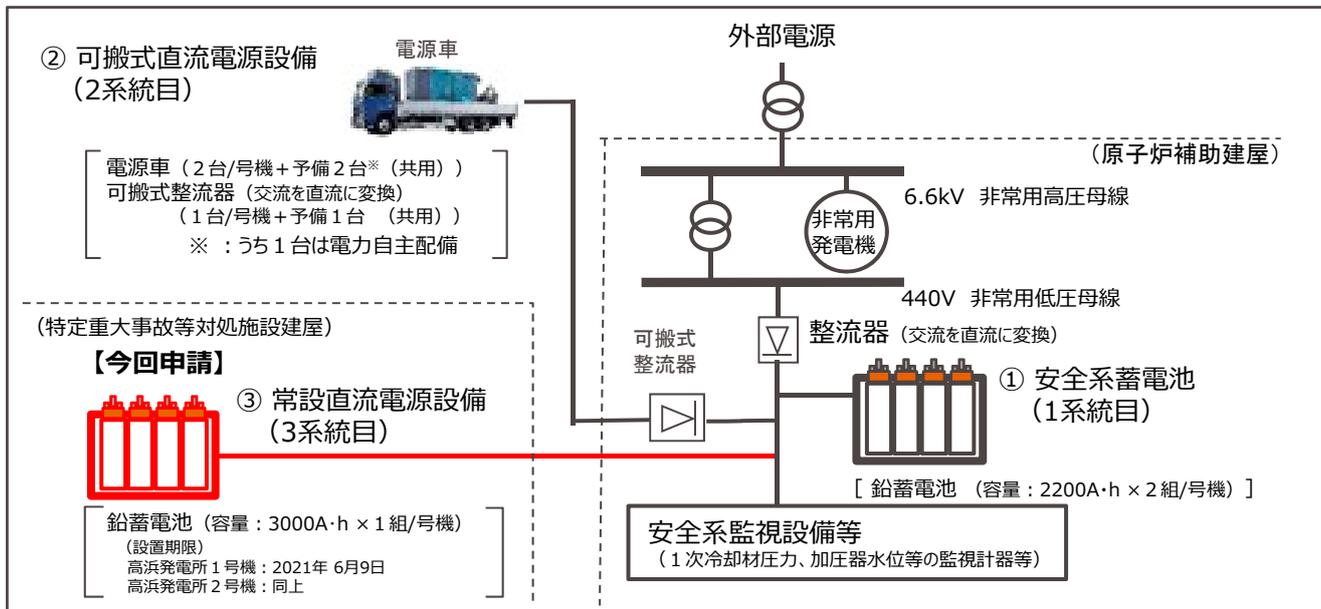
平成30年2月5日	関西電力は、原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会に提出 〈申請内容〉 ① 1、2号機の常設直流電源設備の設置 ② 3、4号機の重大事故時の原子炉等への注水手段の一部変更（送水車の導入等） ③ 1、2号機の使用済燃料ピット保管時の燃料の管理方法の変更（未臨界性評価の変更） ④ 1～4号機の地震時における燃料被覆管の閉じ込め機能の評価
平成30年7月27日	関西電力は、原子炉設置変更許可申請書の補正書を原子力規制委員会に提出（1回目）
平成31年4月17日	関西電力は、原子炉設置変更許可申請書の補正書を原子力規制委員会に提出（2回目）
令和元年6月14日	関西電力は、原子炉設置変更許可申請書の補正書を原子力規制委員会に提出（3回目） ・申請内容から①～③を削除 ※①～③については、同日、新たな申請として規制委員会に提出
令和元年6月14日	関西電力は、原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会に提出 〈申請内容〉 ・1、2号機の常設直流電源設備の設置 ・3、4号機の重大事故時の原子炉等への注水手段の一部変更（送水車の導入等）
令和元年8月2日	関西電力は、原子炉設置変更許可申請書の補正書を原子力規制委員会に提出（1回目）
令和元年8月21日	原子力規制委員会は、当該設置変更許可申請に対する審査の結果を審査書(案)として取りまとめ、原子力委員会、経済産業大臣への意見聴取の実施を決定
令和元年9月25日	原子力規制委員会は、原子力委員会および経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、関西電力に対し、原子炉設置変更を許可

高浜発電所1、2号機の常設直流電源設備設置

(申請の概要)

重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行う、特に高い信頼性を有する常設直流電源設備(3系統目)を設置する。

〔常設直流電源設備(3系統目)は、本体施設の工事計画認可(高浜発電所1号機、2号機:2016年6月10日)から5年間の経過措置期間(法定猶予期間)までに設置することが求められている。〕



高浜発電所3、4号機の送水車の導入等

(申請の概要)

高浜3、4号機において、重大事故等の対応時に原子炉容器等への海水注水に必要な準備作業の安全性および効率性の向上を図るため、消防ポンプによる注水から、大飯3、4号機等で導入している送水車による注水に変更する。

その他、高浜1、2号機用の送水車の燃料(軽油)を重油に変更し、重大事故等対処設備の燃料を重油で統一するなどの変更を行う。

